

委員会議事概要

1 委員会名	令和5年度 第10回沖縄海区漁業調整委員会
2 開催日時	令和6年1月12日(金) 14時00分～15時47分
3 開催場所	県庁6階第2特別会議室
4 出席委員 (定数15名中13名)	<p>(会場)</p> <p>上原亀一会長、赤嶺博之委員、池田博委員、大城和夫委員、大嶺嘉昭委員、八前隆一委員、山内得信委員、新立弘子委員、藤田喜久委員、天方徹委員</p> <p>(WEB)</p> <p>当真聡委員、大谷健太郎委員、城間恒浩委員</p> <p>(欠席)</p> <p>伊良波宏紀委員、山川彩子委員</p>
5 議事録署名人	赤嶺博之委員、山内得信委員
6 議事内容	
(1) 第1号議案	浮魚礁の敷設承認申請について
【要旨】	<p>流失に伴う再敷設承認申請が2件(沖縄市8号、名護3号)提出され、いずれも原案通り承認された。</p> <p>なお、名護3号については、錯誤により未承認敷設となっていたため、事務局から警告文書を出す案についても原案通り承認された。</p>
【特記事項】	<p>委員からの質問事項等</p> <p>当真委員：それぞれの魚礁について、流失の原因は何か推測されているのか。</p> <p>事務局：具体的な流失理由の報告はない。</p> <p>天方委員：警告文書について、悪意のない過失についても対象とするのか。また同様に警告を発した事例はあるか。</p> <p>事務局：今年度も同様な事例がある。過失とは言え、当該団体が敷設した浮魚礁の管理体制に問題があったことに対する注意喚起。違反処分方針上、どうしても「警告」というくくりになってしまう。</p>
(2) 第2号議案	ウミガメの採捕承認申請について
【要旨】	<p>試験研究目的での採捕承認申請1件(一社 沖縄沿海保全同友会)について、原案通り承認された。</p>

<p>【特記事項】</p>	<p>委員からの質問事項等</p> <p>藤田委員：計画③の死亡個体についても申請が必要か。また、解剖後の個体の所持についても認めるのか。</p> <p>事務局：死亡個体を支配下に置くことも採捕に当たるので、承認が必要。また、死亡個体の所持・受け渡しは、種の保存法で、適切な漁業許可によって採捕されたもののみ制限の適用除外とされているので、研究目的での所持は不可。</p> <p>山内委員：許可頭数が多い割に採捕予定者の人数が少ない。承認を取っていないメンバーが、採捕に関わってしまうことがないよう指導が必要では。</p> <p>事務局：指摘の通り。そのように指導したい。</p>
<p>(3) 第3号議案</p>	<p>スジアラ及びシロクラベラ資源の保護培養に関する委員会指示違反について</p>
<p>【要旨】</p>	<p>令和5年12月8日にうるま市南原漁業協同組合直売店にて確認された、沖縄県漁業調整委員会指示5第1号の第2及び第3に定める制限体長に満たない対象魚種の採捕、所持及び販売の禁止の違反に関して、採捕者、販売者への警告文書および、所属漁協への指導依頼文書を発出する案について、原案通り承認された。</p>
<p>【特記事項】</p>	<p>委員からの質問事項等</p> <p>池田委員：刺網では、採捕した時点で死んでいる場合が多いが、制限サイズに満たないものの扱いはどのように指導しているのか。</p> <p>事務局：販売・流通しないよう指導している。</p> <p>山内委員：漁業取締監督吏員が現認に至った経緯について、通報などがあったのか。また、網漁業は性質上どうしても小型個体の採捕が避けられない部分がある。許可のあり方（許可数制限）なども検討する必要があるのでは。</p> <p>事務局：当該漁協は、委員会指示移行の前後から指導・協力依頼等を行ってきたが、違反が継続している実態があったため、現地調査したところ違反が現認された。漁業許可については引き続き検討したい。</p> <p>天方委員：違反物を流通させないよう指導していることについて、無</p>

	<p>償での譲渡なら違反としないのか、など、ルールの運用についてももう少し検討すべき。</p> <p>事務局：指導方法も含め、検討したい。</p>
(4) 第4号議案	ソデイカの採捕に係る委員会指示の違反について
【要旨】	<p>令和5年11月30日に確認された沖縄県漁業調整委員会指示5第7号の第2に定める沖縄海区におけるソデイカの採捕禁止期間の違反について、採捕者への警告文書および、所属漁協への指導依頼文書を発出する案について、原案通り承認された。</p>
【特記事項】	<p>委員からの質問事項等</p> <p>山内委員：委員会指示で採捕の期間を定めているので、漁に備えて数日前に出港するのが常態化しているが、出港可能な期間について定めることも検討できないか。また、海区の線引きについてははっきりしない中、取締をするのは限界がある。沖縄海区を超えた海域で、指示の期間外に操業しようとする漁業者が出てくるのが予想されるので、規制のあり方についても検討する必要があるのでは。</p> <p>事務局：検討したい。</p> <p>八前委員：今回の違反は、あくまで沖縄海区で解禁前に操業したことについて。奄美海区での操業は、自粛依頼ベースなので、当該海区での操業がお咎め無しであることが広まると、多くの船が操業することになり、これまでの奄美との関係が台無しになるので、早急に奄美と調整して欲しい。</p>
(4) 協議事項1	スジアラ及びシロクラベラ資源の保護培養に関する委員会指示の更新について
【要旨】	<p>令和6年3月31日をもって有効期間が終了する沖縄海区漁業調整委員会指示5第1号について、事務局からは、今年度実施した当該指示の周知や指導の状況を、水産海洋技術センターからは、資源解析の結果と管理の維持による将来予測についてそれぞれ報告し、同指示について、今年度と同様の内容で更新することについて協議した。</p>
【特記事項】	委員からの質問事項等

	<p>藤田委員：体長制限の履行率について、東部で小型個体の採捕が多いのは、漁法の関係などもあるか。</p> <p>水技担当：東部では刺網の漁獲も多いが、漁業者のルール遵守に対する意識が第一の問題。</p> <p>山内委員：指示の継続には賛成。対象魚種が、温暖化で減っているようなことはあるか。</p> <p>水技担当：明確ではないが、本指示対象のコクハンアラについては、この数年間本島海域での漁獲が増えている。</p> <p>藤田委員：シロクラベラは藻場で育つが、近年の温暖化やカメの増加による藻場の減少が当該資源の減少に影響していないか。</p> <p>赤嶺委員：シロクラベラの餌であるガンガゼなどが極端に減少しているが、シロクラベラの減少にも関係していないか。</p> <p>水技担当：シロクラベラについては、資源量が増えている傾向があるが、藻場や餌の減少は影響があると考えられるので、注視していきたい。</p> <p>新立委員：シロクラベラは資源が増えていると漁業者からも聞いている。そのような中で、制限を続けるのは厳しいという意見も漁業者から聴くので、もう一度漁業者等にアンケートをしてはいかがか。</p> <p>事務局：検討したい。</p>
(5)協議事項 2	<p>浮魚礁の敷設及びこれを利用して行う水産動植物の採捕に関する委員会指示の更新について</p>
<p>【要旨】</p>	<p>令和6年3月31日をもって有効期間が終了する沖縄海区漁業調整委員会指示5第3号について、事務局から県内各ブロックにおける浮魚礁の敷設状況を説明した上で、枠の有効活用方法について提案した。それを踏まえ、次期委員会指示の改正案について協議した。</p> <p>また、今後各漁協・市町村に対して実施するアンケートの内容についても協議した。</p>
<p>【特記事項】</p>	<p>委員からの質問事項等</p> <p>山内委員：いわゆる枠の融通について、ブロックをまたいでも可能か。</p> <p>池田委員：過去に、沖縄市から南大東に譲渡したことがあるので可能。</p> <p>八前委員：改正案で、「流失後一年」は厳しい。説明の仕方の問題もあると思うので、表現等について再検討してもらいたい。</p>

	上原会長：指示の改正案とアンケートで書きぶりを統一すること。
--	--------------------------------